

(別紙様式2 ①)

政務調査班報告書

1 調査班名			
2 議員名	班長 田邊 介三 南澤 克彦		
3 期日	令和 6年 1月 23 日 ~ 令和 6年 1月 23 日		
4 研修先	島根県庁（松江市殿町 1 番地） 島根原子力発電所（松江市鹿島町片匁 654-1）		
5 内容（目的）	島根県庁にて、広域避難についての説明・質疑応答 島根原発にて、視察・安全対策の取り組みの説明		
6 報告事項			
■調査の目的			
原子力災害が起った場合、安芸高田市は出雲市から 5420 人の避難者を受け入れることになっている。島根県の「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」について学ぶ。また、2024 年 8 月から島根原発 2 号機が再稼働する予定となっている、福島第 1 原発事故以降、どのように安全対策が強化されたのかを学ぶ。			
■成果または所感等			
広域避難について（島根県庁） 「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン（県外避難 H30 年 3 月）について質問			
Q 「避難先市町村が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除いて」とあるが「被災するおそれ」とは何を想定しているか？原子力災害の被災も想定されているのか？			
A 台風、大雨。予測できる災害			
Q 避難先市町村が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合は受け入れを拒否できるが、正当な理由と認めるのはどこが判断するのか？			
A 安芸高田市が判断する。			
Q 安芸高田市の受入人数が 5,550 名となっているが、例えば「100%の受入はできないが 50%なら受入可能」とか「段階的であれば 100% 可能」というようなことはできるのか？			
A 1 週間程度で避難、段階的に避難できる体制にする。			
Q 「(避難予定者) 人数は平成 27 年 8 月 31 日現在」となっている。更新されていると思うが、どの			

くらいのペースで更新しているのか？P6-2-(2)・3)基礎的情報の提供に「毎年1回提供を受けて」と書いてあるので毎年更新し情報提供されていると考えて良いか？

A 毎年更新（3月くらいにできて配布は4月くらい）、避難先自治体にも共有。

Q 避難の決定は国と認識して良いか？

A 国が行う

Q 避難先市町村は受入人数に対して何%くらいの備蓄を確保しておく必要があるのか？基準はあるのか？

A 原子力災害用の備蓄は要求していない。自然災害対応用の備蓄でよい。

Q 社会福祉施設の入所者数とあるが社会福祉施設も種別が様々ある。どの程度の情報を提供しているのか？

A 地域防災計画

Q 「UPZ外 30km～」の最大範囲はどれくらいを想定しているのか？

A 想定は無い。範囲を超えた実測値を計測して対応

Q 「発電所の事故・トラブル・災害状況等に関する情報の収集等は、2. (1)「1)情報の提供と連絡体制の確立」に定める体制」となっている。避難に対する連絡体制は理解できるが、発電所の情報は情報元からダイレクトに届く方が、早く伝達ミスの可能性も少ないとと思うが、なぜそうならないのか？

A 安全協定を基に情報提供。情報提供の訓練？もやっているので、情報伝達のミスやタイムラグは無いと考えている。電力会社→避難元自治体→広島県→避難先自治体

Q 島根県広域避難計画 P13-第4章-1-(3)-①-オ、付属資料 P12.13 を参照した。国道9号線が地震などで通れないとなった場合、避難が難しいのではと感じるが、土地勘が無いからそう感じるだけで、実際は心配する必要はないのだろうか？

A 複数の避難経路を設定している。道路状況によって、判断。自衛隊などの協力を得る

Q 事故発生から避難者受け入れまで最短ではどのくらいの時間を想定されているのか？

A 数日を想定

Q 避難元市からの連絡員派遣について、配置人数の考え方、ガイドラインのようなものはあるのか？

A 人数等は定まっていないので、その時の状況に応じて

Q 「避難者名簿」への登録は任意？避難者情報の把握のために必須にできないのか？

A 登録は必須

Q 社会福祉施設入所者のケアは、施設職員があたることとなるが、周知は十分に行われているか？当

人自身が被災者となっているのではないか。

A それぞれに避難計画を作成してもらっている。県としても施設の方に向けて研修などを行っているし、マニュアルの見直しを指導している。

Q 避難行動要支援者の生活必需品については、ニーズが多岐にわたると考えられるが、迅速に確保するためにはどのような準備をされているか。

A 必要な物資が不足した場合、職員から聞き取り、すぐに県が調達

Q 「避難先県及び避難先市町村の負担とならないことを原則とし」とあるが、原則から外れるものもあるのではないか？ 例えば、避難所の水道光熱費や避難先市町村の職員の人工費などは費用の計算がしにくいのではないか？

A 人工費や光熱費も避難先自治体が請求できる対象となっている。

Q 原子力災害の原因はどんな事を想定しているのか？ 地震？ 津波？ … テロ？

A 地震、津波、航空機落下。具体的には重大事故誘発要因、事前に想定しているもの。色々な想定をして、それで壊れないような対応を作っている。それでも壊れた時の対応が安全対策（避難等）となっている。ミサイルは国防の問題、事業者で対応できる部分ではない。

安全対策について（島根原子力発電所）

・福島原発事故以後、新基準となりハード面の再整備が進んだ。事故を起さないことも大事だが、万が一事故が起きた場合でも対応できるような設備も作られていた。また、発電コストの計算の中で、原発事故の賠償金等も発電コストに含めているということで、福島原発事故で考え方そのものが変わったのだと感じた。

・島根原発の近くには宍道（鹿島）断層があり、能登半島地震のようなリスクがあるのは怖いと感じていたが、事業者は当然、そのリスクを想定して対策をしているとわかった。

・原発稼働中に地震が発生した場合、運転を停止するまでにかかる時間はどれくらいか？ という疑問があった。異常を検知すると、1.62秒以内に制御棒を自動挿入し、緊急停止とのことで、予想以上に早いと驚いた。ただ、核分裂が止まても物質の熱がすぐに止まるわけではないので冷却が必要なのだと教わった。仕組みをわかっていなくて「怖い」というイメージが先行していたのだと自覚した。

(別紙様式2 ②)

議員報告書

1 議員名	南澤克彦
2 期日	令和6年 1月23日 ~ 令和6年 1月23日
3 研修先	島根県 防災本部 原子力安全対策課 原子力防災対策室 中国電力 島根原子力本部
4 内容	県庁にて原子力防災対策と広域避難についてレクチャーを受けた後、質疑応答を行う。その後、島根原発を訪れ、原発の仕組みから福島原発の事故を経て新基準となった安全対策について説明を受け、完成後未稼働のままの3号機内を視察した。

■研修の目的

原子力災害が起こった際には、当市は出雲市から広域避難者を受け入れる計画となっている。発表されている各種計画を精査し、質問事項を事前に提出した上で、担当部局を訪ね、不明点や懸念事項の解消を図る。また実地見聞を通じ対策の実状を調査すること。

■概要 島根県では原子力災害時の避難・防護措置の考え方を中心に説明をいただき、その後、質疑応答(別紙)を行った。島根原発では、福島原発の教訓を元に、緊急時にいかに事故を防ぐか、また万一事故が起きた際、いかに影響を最小限に留めるか、地震・津波・竜巻・火山噴火・テロ(航空機墜落)を念頭に幾重にもわたり講じている対策について説明をいただき、原子炉格納容器内を見て確認をした。

■成果または所感等

福島第一原子力発電所事故の教訓を経て、新規制基準に沿い、緊張感を持って複層的かつ厳重に対策を行なっていることが確認できた。およそ想像できるトラブルに対しては出来うる限りの対策、代替手段を確保し、訓練を積んでおり、福島と同等の地震・津波が発生したとしても重大事故にはならないであろう備えができている、と感じた。

また広域避難に関しては、それでも放射性物質放出をせざる得ない状況になった際の対応であると理解ができた。その際は、放射性ブルーム(微細な放射性物質が雲のような状態で流れていく現象)が移動し、着地した場所が線量によっては、長期的影響を受けることになるため、広域避難が必要となる。安芸高田市が広域避難を受け入れ計画となっている対象地区は UPZ (原発施設から 5~30km 圏)であり、緊急時はまず屋内避難を行うことになる。その後、放射性物質が放出された場合は、線量の実測に基づき、必要があれば高域避難をするという流れになる、と説明を受けた。

つまり、トラブルがあっても、放射性物質放出がなければ広域避難を受け入れはない。放射性物質の放出があっても、対象地域にブルームが及ばなければ、受け入れはない。また受け入れことになるとしても、トラブル発生直後ではなく、数日後となる。ということが理解できた。

今回の視察を通じ、知らない・わからないために不安を募らせていましたことに気づいた。正しい情報を得て、正確にリスクを知り、冷静に対処する必要があると感じた。現在想定され得る範囲では、重大事故に至る可能性は限りなく低く、責任感と緊張感を持って運営されている様子を目の当たりにした。現存する原発については、稼働せずとも管理が必要であり、耐用年数より早く廃炉となれば損失が出る分コストとなり、その分が電気代として国民の負担となる。経済的には再稼働が合理的である。

一方で、想定を超える事態が起こらないとは限らない。どれほど安全対策を施してもリスクはゼロにはならない。

リスクを最小限に抑えつつ、経済合理性を追求する方針が現状の国民合意(選挙の結果の民意)である。

(別紙様式2 (2))

議員報告書	
1 議員名	南澤 克彦
2 期日	令和5年 6月 5日 ~ 令和5年 6月5日
3 研修先	五木村役場 大会議室(熊本県球磨郡五木村甲2672-7)
4 内容	特定地域づくり事業協同組合サミット 人口急減地域において、必要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図るため、総務省が設置した「特定地域づくり事業協同組合制度」について、制度設計者(総務省)と実践者(組合と派遣労働者)それぞれから話を伺い、知見を深める。
■研修の目的 繁忙期に人手が欲しい事業者が組合を組織し、移住希望者等を雇用して各事業者に短期的に派遣する制度「特定地域づくり事業協同組合」の取り組みについて、先行事例に学ぶ。	
■概要 第一部：特定地域づくり協同組合の制度について 総務省 地域力創造グループ 地域振興室 各機関のサポート制度について 熊本県・宮崎県 中小企業団体中央会 第二部：地域経済に与える影響について ACにちなん事業協同組合 代表理事 田鹿倫基 事業組合／派遣先事業者／派遣職員からの事例発表 ACにちなん事業協同組合・五木村複業協同組合 第三部：組合員と派遣社員によるトークセッション 特地の今後についてトークセッション ACにちなん事業協同組合・五木村複業協同組合	
■成果または所感等 静岡県から沖縄県まで約100人が参加し、特定地域づくり事業協同組合について学んだ。 この制度は組合運営費の1/2を市町村が助成(その内3/4を交付金・特別交付税で国が措置:自治体の負担は全体の1/8)するもので、地域の人手不足問題の解決と移住者の呼び込みの両方が同時に解消する可能性のあるものである。しかしながら総務省によると、応募がない地域も多いと現状の報告があり、地域おこし協力隊でも応募者が少ない時代に、複数の仕事を掛け持ちうる器用なプレーヤーを登用するという難易度の高い事業だということがわかった。書類整えて不備なく申請すればうまくいくものではなく、地域の事業者間の利害調整、行政との連携、中央会との連携、議会の理解、派遣職員の募集、派遣職員のフォロー、収支の黒字化など数多くのハードルがあると理解した。今回の事例発表した2組合はその調整をしっかりと丁寧に行っていることが窺い知れ、組合が軌道に乗り始めている様子であった。 市内にこの制度に関心のある事業者もあるので、まずは情報共有を行う。制度施行が令和2年と実例が少ないので、引き続き情報収集を行いながら、活用の可能性を模索したい。	

(別紙様式2 ②)

議員報告書	
1 議員名	南澤 克彦
2 期日	令和5年 10月 28日 ~ 令和5年 10月 28日
3 研修先	安芸高田市民文化センター（安芸高田市吉田町吉田 761）
4 内容	「どうする？二元代表制の中での議会の役割 輝け！議会 対話による地方議会活性化フォーラム in 安芸高田」
■研修の目的 議会と市長の対立が取り沙汰される中、目指すべき二元代表制の姿について専門家から話を伺い、見識を高める。また住民対話を議会として年間60回行っている西脇市の事例から理想を現実にしていく手法を学ぶ。	
■概要 第一部 基調講演「二元代表制の意義とは？」江藤俊昭（大正大学教授） 問題提起「二元代表制の一翼として、議会は機能しているのか？」 林 晴信（兵庫県西脇市議会 議長）前田 隆夫（西日本新聞論説委員） 第二部 Workshop 第三部 パネルディスカッション	
■成果または所感等 【全体を通して】自治とは即ち、住民自らがまつりごとを治めるである。が実際は政治、地方議会に関して住民の関心が低い。一つには批判を恐れるがゆえ、政治家が市民と話すことをためらう、公開の場で議論をしない、ということが積み重なった結果、住民が議会・議員・政治と関わってもムダだと諦められているのが実状だ、と厳しい批判をいただいた。批判を覚悟の上、公開と参加の仕組みを構築する必要性を改めて感じた。執行部が提案し、議会が決定をする。議会の決定に正統性があるのは、「多様性に基づく公開の協議」が行われるからである。小さな結果・成果を積み重ねることで住民がついてくる。 【気づき・金言】 <ul style="list-style-type: none">・委員会中心主義…専門性がある前提。専門性がなければただの少人数での議論。勉強は必須。・討議の基本は対話…討議とは何かを作る作業。問題点を修復or埋めること<ul style="list-style-type: none"> 討論 言い放し。視点の移動が起こらない。 対話 視点の移動が不可欠。反対意見は攻撃！と見做されがちだが、視点移動の機会である。・議案審査とは…①質疑で疑問点を確認 ②専門家(参考人)等の意見聴取 ③議論し結論を出す。 →現状は①のみで②・③ができていない。・住民は行政の客体である前に、「自治の主体」である。住民が議会と首長の“統制”を行わなければならない。政策過程全体で、住民による統制(住民参加)を行う。住民の意思決定を議会が行い、決定されたことを行政が執行する。〔方向性を示すこともまた政治の役目である〕 【所感】政治の混乱が続いているが、何を起点にどう考え、どこから手をつけていくか、ヒントを得られ大変有意義であった。実践あるのみ。	

(別紙様式2 (2))

議員報告書	
1 議員名	南澤 克彦
2 期日	令和 6年 1月 10日 ~ 令和 6年 1月 11日
3 研修先	公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市唐崎2-13-1)
4 内容	「自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～」
<p>■研修の目的</p> <p>財政健全化法の概要や健全化判断比率等の各財政指標について学び、財政指標分析の手法を身につけること</p>	
<p>■概要</p> <p>講義：『地方自治体の財政運営と議員の役割』 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 稲沢克祐 氏 『自治体財政指標の見方』・『今後の健全な行財政運営に向けて』 ・有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士小室将雄氏 演習：財政指標分析に関するグループ演習</p>	
<p>■成果または所感等</p> <p>地方公共団体財政健全化法の意義と主要 4 指標を軸に『財政状況資料集』の見方を学んだ。</p> <p>H.18 の夕張市財政破綻以降「地方自治体の財政の健全化に関する法律」が施行され、一般会計のみならず特別会計、一部事務組合、公社・三セクまで含む財政指標が公表されることとなり、全国的に実質公債費比率や将来負担比率は改善が進んでいる。一方で経常収支比率は 92%(R4) と高止まりしており財政構造の弾力性を失いつつある。人口減少・少子高齢化は全国的な傾向であり、義務的経費である扶助費(社会保障)が膨らんでおり、インフラ更新の備えに不安があるのは当市に限らない状況であることを改めて認識した。</p> <p>こうした状況下、議会としては借金を着実に返済するために事業の見直しつつ、必要な投資を見極めて選択するという視点が重要になる。</p>	
<p>○共有したい情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の財政状況など比較検討に利用できるデータが総務省 HP 「地方財政状況調査関係資料」に各種そろっている。 ・その中でも例年3月にでる「財政状況資料集」が他自治体と比較しながら当市の状況を把握するに有用である。 	

(別紙様式2 ①)

政務調査班報告書

1 調査班名		
2 議員名	班長 田邊 介三 南澤 克彦	
3 期日	令和 6年 1月23日 ~ 令和 6年 1月23日	
4 研修先	島根県庁（松江市殿町1番地） 島根原子力発電所（松江市鹿島町片匂654-1）	
5 内容（目的）	島根県庁にて、広域避難についての説明・質疑応答 島根原発にて、視察・安全対策の取り組みの説明	
6 報告事項		
■調査の目的		
原子力災害が起こった場合、安芸高田市は出雲市から5420人の避難者を受け入れることになっている。島根県の「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」について学ぶ。また、2024年8月から島根原発2号機が再稼働する予定となっている、福島第1原発事故以降、どのように安全対策が強化されたのかを学ぶ。		
■成果または所感等		
広域避難について（島根県庁）		
「原子力災害時における広域避難に関する避難者受け入れに係るガイドライン（県外避難H30年3月）について質問		
Q 「避難先市町村が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除いて」とあるが「被災するおそれ」とは何を想定しているか？原子力災害の被災も想定されているのか？		
A 台風、大雨。予測できる災害		
Q 避難先市町村が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合は受け入れを拒否できるが、正当な理由と認めるのはどこが判断するのか？		
A 安芸高田市が判断する。		
Q 安芸高田市の受入人数が5,550名となっているが、例えば「100%の受入はできないが50%なら受入可能」とか「段階的であれば100%可能」というようなことはできるのか？		
A 1週間程度で避難、段階的に避難できる体制にする。		
Q 「（避難予定者）人数は平成27年8月31日現在」となっている。更新されていると思うが、どの		

くらいのペースで更新しているのか？P6-2-(2)-3)基礎的情報の提供に「毎年 1 回提供を受けて」と書いてあるので毎年更新し情報提供されていると考えて良いか？¹⁸

A 毎年更新（3月くらいにできて配布は4月くらい）、避難先自治体にも共有。

Q 避難の決定は国と認識して良いか？¹⁹

A 国が行う

Q 避難先市町村は受入人数に対して何%くらいの備蓄を確保しておく必要があるのか？基準はあるのか？

A 原子力災害用の備蓄は要求していない。自然災害対応用の備蓄でよい。

Q 社会福祉施設の入所者数はあるが社会福祉施設も種別が様々ある。どの程度の情報を提供しているのか？

A 地域防災計画

Q 「UPZ 外 30km～」の最大範囲はどれくらいを想定しているのか？

A 想定は無い。範囲を超えた場合は実測値を計測して対応

Q 「発電所の事故・トラブル・災害状況等に関する情報の収集等は、2. (1)「1)情報の提供と連絡体制の確立」に定める体制」となっている。避難に対する連絡体制は理解できるが、発電所の情報は情報元からダイレクトに届く方が、早く伝達ミスの可能性も少ないとと思うが、なぜそうならないのか？

A 安全協定を基に情報提供。情報提供の訓練？もやっているので、情報伝達のミスやタイムラグは無いと考えている。電力会社→避難元自治体→広島県→避難先自治体

Q 島根県広域避難計画 P13-第4章-1-(3)-①-オ、付属資料 P12.13 を参照した。国道9号線が地震などで通れないとなった場合、避難が難しいのではと感じるが、土地勘が無いからそう感じるだけで、実際は心配する必要はないのだろうか？

A 複数の避難経路を設定している。道路状況によって、判断。自衛隊などの協力を得る

Q 事故発生から避難者受け入れまで最短ではどのくらいの時間を想定されているのか？

A 数日を想定

Q 避難元市からの連絡員派遣について、配置人数の考え方、ガイドラインのようなものはあるのか？

A 人数等は定まっていないので、その時の状況に応じて

Q 「避難者名簿」への登録は任意？避難者情報の把握のために必須にできないのか？

A 登録は必須

Q 社会福祉施設入所者のケアは、施設職員があたることとなるが、周知は十分に行われているか？当

人自身が被災者となっているのではないか。

A それぞれに避難計画を作成してもらっている。県としても施設の方に向けて研修などを行っているし、マニュアルの見直しを指導している。

Q 避難行動要支援者の生活必需品については、ニーズが多岐にわたると考えられるが、迅速に確保するためにどのような準備をされているか。

A 必要な物資が不足した場合、職員から聞き取り、すぐに県が調達

Q 「避難先県及び避難先市町村の負担とならないことを原則とし」とあるが、原則から外れるものもあるのではないか？例えば、避難所の水道光熱費や避難先市町村の職員の人事費などは費用の計算がしにくいのではないか？

A 人事費や光熱費も避難先自治体が請求できる対象となっている。

Q 原子力災害の原因はどんな事を想定しているのか？地震？津波？・・・テロ？

A 地震、津波、航空機落下。具体的には重大事故誘発要因、事前に想定しているもの。色々な想定をして、それで壊れないような対応を作っている。それでも壊れた時の対応が安全対策（避難等）となっている。ミサイルは国防の問題、事業者で対応できる部分ではない。

安全対策について（島根原子力発電所）

・福島原発事故以後、新基準となりハード面の再整備が進んだ。事故を起こさないことも大事だが、万が一事故が起きた場合でも対応できるような設備も作られていた。また、発電コストの計算の中で、原発事故の賠償金等も発電コストに含めているということで、福島原発事故で考え方そのものが変わったのだと感じた。

・島根原発の近くには宍道（鹿島）断層があり、能登半島地震のようなリスクがあるのは怖いと感じていたが、事業者は当然、そのリスクを想定して対策をしているとわかった。

・原発稼働中に地震が発生した場合、運転を停止するまでにかかる時間はどれくらいか？という疑問があった。異常を検知すると、1.62秒以内に制御棒を自動挿入し、緊急停止とのことで、予想以上に早いと驚いた。ただ、核分裂が止まても物質の熱がすぐに止まるわけではないので冷却が必要なのだと教わった。仕組みをわかっていなくて「怖い」というイメージが先行していたのだと自覚した。

(別紙様式2 ②)

議員報告書

1議員名	田邊 介三
2期日	令和6年1月23日～令和6年1月23日
3研修先	島根県庁（松江市殿町1番地） 島根原子力発電所（松江市鹿島町片匁654-1）
4内容	島根県庁にて、広域避難についての説明・質疑応答 島根原発にて、視察・安全対策の取り組みの説明

■研修の目的

原子力災害が起こった場合、安芸高田市は出雲市から5420人の避難者を受け入れることになっている。島根県の「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」について学ぶ。また、2024年8月から島根原発2号機が再稼働する予定となっている、福島第1原発事故以降、どのように安全対策が強化されたのかを学ぶ。

■成果または所感等

広域避難について（島根県庁）

「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン（県外避難）H30年3月」について質問

Q 「避難先市町村が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除いて」とあるが「被災するおそれ」とは何を想定しているか？原子力災害の被災も想定されているのか？

・予測できる災害について考えられている

Q 避難先市町村が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合は受け入れを拒否できるが、正当な理由と認めるのはどこが判断するのか？

・安芸高田市が受け入れの可否を決めるとということで安心

Q 安芸高田市の受入人数が5,550名となっているが、例えば「100%の受入はできないが50%なら受入可能」とか「段階的であれば100%可能」というようなことはできるのか？

・原発事故→即広域避難と思っていたがそうではなかった。放射性物質の飛散状況や放射線量の経過を見ながら広域避難を進めていくため、受け入れ体制を整える時間的猶予がある。

Q 「(避難予定者) 人数は平成27年8月31日現在」となっている。更新されていると思うが、どのくらいのペースで更新しているのか？P6-2-(2)-3基礎的情報の提供に「毎年1回提供を受けて」と書いてあるので毎年更新し情報提供されていると考えて良いか？

・自治体同士で情報共有されているとのことで、人数によるトラブルは発生しにくいと考える

Q 避難の決定は国と認識して良いか？

・広域避難は放射性物質の飛散状況や放射線量の経過を見ながらということだが、決定は国。情報伝達の体制も決められているので安芸高田市は受け入れ体制に集中できる。

Q 避難先市町村は受入人数に対して何%くらいの備蓄を確保しておく必要があるのか？基準はあるのか？

・基本的に広域避難の装備は国や島根県が用意するものとなっている、広域避難も準備に時間的猶予があると考えられるため、前もって備蓄をしておく必要はないとのことだが、受け入れた後に足らない物があることの無いよう、普段の災害対応の備蓄をしっかりと確保しておく必要があると考える。

Q 社会福祉施設の入所者数もあるが社会福祉施設も種別が様々ある。どの程度の情報を提供しているのか？

・情報共有はなされているとのこと

Q 「UPZ 外 30km～」の最大範囲はどれくらいを想定しているのか？

・放射性物質の拡散はその時の自然状況に大きく左右されるため、柔軟な対応が求められる

Q 「発電所の事故・トラブル・災害状況等に関する情報の収集等は、2. (1)「1)情報の提供と連絡体制の確立」に定める体制」となっている。避難に対する連絡体制は理解できるが、発電所の情報は情報元からダイレクトに届く方が、早くて伝達ミスの可能性も少ないとと思うが、なぜそうならないのか？

・現状の体制で訓練等も行い、問題はない様子

Q 島根県広域避難計画 P13-第4章-1-(3)-①-才、付属資料 P12.13 を参照した。国道9号線が地震などで通れないとなった場合、避難が難しいのではと感じるが、土地勘が無いからそう感じるだけで、実際は心配する必要はないのだろうか？

・色々な想定がなされている、現実にはその時の状況判断になるが、自衛隊などの協力も得られる

Q 事故発生から避難者受け入れまで最短ではどのくらいの時間を想定されているのか？

・事故後、すぐに広域避難と思っていたが、そういう計画ではないとわかった。

Q 避難元市からの連絡員派遣について、配置人数の考え方、ガイドラインのようなものはあるのか？

・状況に応じての対応となるため、ガイドライン等を作るのは難しいと理解した

Q 「避難者名簿」への登録は任意？避難者情報の把握のために必須にできないのか？

・避難者の情報はとても重要だと考えているので、必ず登録すると聞いて安心した。

Q 社会福祉施設入所者のケアは、施設職員があたることとなるが、周知は十分に行われているか？当人自身が被災者となっているのではないか。

・社会福祉施設もしっかりと準備しているとわかって良かった。

Q 避難行動要支援者の生活必需品については、ニーズが多岐にわたると考えられるが、迅速に確保するためにはどのような準備をされているか。

・体制作りがしっかりとできている

Q 「避難先県及び避難先市町村の負担とならないことを原則とし」とあるが、原則から外れるものもあるのではないか？例えば、避難所の水道光熱費や避難先市町村の職員の人工費などは費用の計算がしにくいのではないか？

・現実的には、計算しにくい費用を請求するかどうかはわからないが、請求できる仕組みになっているのは良いこと。

Q 原子力災害の原因はどんな事を想定しているのか？地震？津波？・・・テロ？

・事故は事業者、テロやミサイル等は国防というのではなくてその通りだと思った。そういう回答が返ってくるということは、それらのことも考えているということがわかった。

安全対策について（島根原子力発電所）

・福島原発事故以後、新基準となりハード面の再整備が進んだ。事故を起こさないことも大事だが、万が一事故が起きた場合でも対応できるような設備も作られていた。また、発電コストの計算の中で、原発事故の賠償金等も発電コストに含めているということで、福島原発事故で考え方そのものが変わったのだと感じた。

・島根原発の近くには宍道（鹿島）断層があり、能登半島地震のようなリスクがあるのは怖いと感じていたが、事業者は当然、そのリスクを想定して対策をしているとわかった。

・原発稼働中に地震が発生した場合、運転を停止するまでにかかる時間はどれくらいか？という疑問があった。異常を検知すると、1.62秒以内に制御棒を自動挿入し、緊急停止とのことで、予想以上に早いと驚いた。ただ、核分裂が止まても物質の熱がすぐに止まるわけではないので冷却が必要なのだと教わった。仕組みをわかっていないくて「怖い」というイメージが先行していたのだと自覚した。

(別紙様式2 ②)

議員報告書	
1 議員名	田邊 介三
2 期日	令和5年 6月 5日 ~ 令和5年 6月 5日
3 研修先	五木村役場 (熊本県球磨郡五木村甲 2672-7)
4 内容	「地域の人手不足問題を解決するスキームを学ぶ」 九州・特定地域づくり事業協同組合サミット
■研修の目的 人口減少により、地域の人手不足が課題となってくる。若い世代が少ないということは、まちづくりにおいて将来的な不安要素となる。「特定地域づくり事業協同組合制度」がこれらの課題解決に役立つと考えられる。この制度を活用するために、組合の立ち上げ、運用のノウハウを学ぶ。	
■概要 特定地域づくり事業協同組合制度についての説明・・・総務省	
■成果または所感等 特定地域づくり事業協同組合制度の目的は、人口が減少している地域を存続させること、活気ある地域にすること。そのために必要な人材を地域外から呼び込む。そして、その人材が安心して活躍できる環境を整える。 安心して活躍できる環境のポイント ①複数の仕事を組み合わせることで、1年を通した仕事を作り出す。 ②無期雇用 ③社会保険の加入 ・具体的な仕組み 複数の事業者が1つの組合の組合員となって「特定地域づくり事業協同組合」を作る。協同組合が雇用をし、組合員の事業所に人材派遣を行う。 協同組合の収益は、人材派遣の利用料。 この制度のポイントは、利用料収入だけでなく市町村から補助を受けることができる。 ・協同組合の運営経費の1/2が市町村からの補助。(国からの交付金1/4、特別交付税措置1/8が入るため、実質市町村の負担は1/8) ○運営費補助対象外の経費をどう減らすかが大事になってくる。 ○運営経費は、変動する。市町村の負担分は1/8だが、市町村の裁量で独自の補助金を出して経営を助けることもできる。	

■概要

各機関のサポート制度について・・・熊本県中央会、宮崎県中央会

■成果または所感等

ステップ

①事前準備

②事業計画（案）の作成

③関係機関への事前相談

④事業協同組合の設立認可手続き

⑤特定地域づくり事業協同組合の認定手続き

⑥労働者派遣事業の届け出

⑦特定地域づくり事業開始

①は活動地域が人口急減地域であるかの確認や市町村が補助金の予算確保ができるかどうか、また、時期はどうかなど確認する。組合員になってもらうための合意形成など

②組合設立時の出資金や派遣職員、事務局の入件費、派遣時の利用料金の設定、年間を通じた仕事の計画など具体的に決めていく。

○ここが一番重要。実際に経営していくための計画。利用料金の設定などしっかり話し合って合意していかなければ、スタートしても利用しにくくなる。かといって利用料金を安くしすぎると、母体の経営がまわらなくなる。しっかり時間をかけより具体的な計画をつくる必要がある。

○ステップとはいえ、実際は同時進行でやっていくこともある。事務作業がとても多いので大変。

○協同組合の認定をするのは県。市町村が補助金の予算を確保しても県が認定しなければ進まない。県への働き掛けも重要。

■概要

赤字にしないために、妥協しちゃいけないポイント・・・五木村（組合事務局）

■成果または所感等

○事務局だけでやろうとしても無理、地域のサポート、理解を絶対に得なければならない。

○派遣職員を採用するのが苦労する。誰でも良いからと採用するのは危険。

・組合を続けていくために避けるべき事案

①事業者（組合員）から派遣事業において理解を得られない

○組合員と派遣職員との関係性、「来なくていい」と言われたら存続が難しくなる。組合員が協同組合と一緒に経営していると感覚を持ってもらう必要があり、事務局や派遣職員の都合に合わせてくれるくらいの関係性と情報共有が必要。情報共有の手段としては、LINE が有効。

②派遣職員が働きにくい環境を作ってしまうこと

○「あの会社に行きたくない」となってしまうと、組合の存続ができない。逆に、「あの会社に行きたい」が重なると調整が必要で、派遣職員と話をして理解してもらう必要があ

る。

○派遣職員の採用が大事で、なんとなく働きたいという人を採用するとうまく回らなくなる。採用前に候補者が働き方が合っているのか、この地域が合っているのかをしっかり確認する必要がある。

③無理のある事務局体制を築いてしまうこと

○色々な機関との調整が必要なので、使命感と事務処理能力が必要。市町村の職員が「事務局をやつたらいい」という話ができるが、絶対に無理。他の仕事をやりながらできるものではない。地域おこし協力隊が専任で事務局をやる事例はある。

④自治体・行政・議会と乖離のある進行をする

○民間だけで立ち上げることは不可能な制度。あくまで補助金をもらっている制度なので、首長、議会が予算の使い方として理解していないと運営が難しい。

○派遣先の業種がたくさんあり、それぞれの業種にルールがある。例えば、資格が無いのに仕事をさせたりすると、制度が厳しくなり自分たちだけの問題ではなく、全国的に制度が厳しくなる恐れがある。「勝手にやらない」が全国共通の認識にしないといけない。

■概要

事務局の動き・・・日南市（組合事務局）

■成果または所感等

○事務局の苦悩。最初は言葉の意味がわからなかった、まずは関係機関の整理からスタート。どの機関が何の役割かを整理することで、困った時にどこに聞けばいいのかがスムーズになる。

○中央会→「組合」の設立や運営について、労働局→派遣業について

市町村→補助金申請、制度について 県→助金申請、認定、より詳しい制度について
税金の関係は組合を立ち上げてから。

○派遣事業開始までに必要な手順をスケジュールに落とし込む。やらないといけないことが多いので、それを見る化し、あとはタスクをこなす。

・事業開始前に確認すべきこと

①認定書類や交付金書類など、書類作成が膨大。

○書類（資料）作成の計画をしっかりスケジュールに落とし込む。

②派遣職員の採用のタイミング

○採用活動は組合の設立後でなければできない。募集をかけたからといってすぐに応募があるわけでもない。求人用の写真撮影や、どういったところへ求人を出すか決めるなど事前準備が大事。

○どういった人を採用するかも重要、事業開始後は事務局と派遣職員とのコミュニケーションが大事になってくるので、自分（事務局）と一緒にできる人かどうかの判断も必要。

③事業が始まってもやることがいっぱい

○事業スタート後にすべきこともしっかりと確認をしておく必要がある。

・事業開始後の特に確認すべきこと

①派遣職員のフォロー

- 移住を伴っているので、困りごとなどのケアが必要
- ②組合の団結力を高める機会の創出
- 組合員、派遣職員、事務局のコミュニケーションが大事。事業を円滑に進めるためにも重要。
- ③直接雇用の対応
- 派遣職員が組合員の会社（事業所）に直接雇用されるのが目的だが、派遣職員が減った分の新たな採用まで時間をかけると、協同組合の収入が減ることになる。タイミングが非常に難しい。

■所感等

- ・非常におもしろい制度。季節性のある仕事はスポット雇用がしたいが、仕事をする側からしたら一時期だけの収入では困る。複数の事業所が集まってそれらの問題を解決し、また移住者を呼び込む手段としても有効だと感じた。
- ・協同組合の運営は、補助金がないと成り立たない。補助金を出してでも必要な事業であるということを理解してもらう必要がある。
- ・とにかく事務局の仕事量が多い。行政主体でこの事業を進めるのは不可能だと感じた。多くの事業者や関係機関が係わるので、目的の共有ができないとうまくいかない。組合設立の事前準備や書類作成、派遣職員の採用、事業開始後の運営など、事務局の仕事をキッチリこなせるスキルと熱量が必要。
- ・補助金は市町村が予算確保するのだが、認定は県が行う。広島県は県の動きが鈍いとのことだったので、どう働きかければいいか今後の課題。

(別紙様式2 ②)

議員報告書	
1 議員名	田邊 介三
2 期日	令和5年7月29日～令和5年7月29日
3 研修先	飯塚研究開発センター（飯塚市川津680番地41）
4 内容	どうする？議員の数、減らす？増やす？ 輝け！議会 対話による地方議会活性化フォーラム in 飯塚
■研修の目的 本市では前回の選挙の時に議員定数を18から16に減らした。この議員定数16をいつまで続けるのか、今後はどうするのかという議論は避けて通れない。今後に向けて、議員定数の考え方を学ぶ。	
■概要 飯塚市議会議長 江口 徹 ・減り続ける地方議員。平成10年頃に比べ令和3年では地方議員の定数は約3万人へっている。要因として、合併により自治体（議会）の数が減ったこと、議員定数の削減が進んだこと。今後も定数削減は進むのか？ ・飯塚市議会は2019年6月定例会で定数を28から24に減らす議案が提出され可決した。この時に、議会改革特別委員会の設置も提案されたが否決。しかし、2021年9月に市民から定数を28に戻す請願が提出された。理由としては、定数削減について市民との協議がなく、議会だけで決まることへの不満（不安）があった。その後、参考人招致などを行い、議論を重ね2022年3月に請願可決。同年6月に定数を28に戻す条例が提出され可決した。 2023年6月に定数を28から24に減らす議案が再提出されたが、今回は議会改革特別委員会を設置し、議員全員で議論を進める。	
■成果または所感等 ・なぜ定数を減らすのか？という中で良く出てくる話は「身を切る改革」「経費削減」「減らしてもできる」。 身を切る改革→可能な自治体とそうでない自治体がある。すでに切ってきた自治体はこれ以上切れない。 経費削減→本当に経費削減になっているのか？減らした分の費用は削減できるのは確かに、全体の予算を考えた時に出てきた議案をしっかり精査し無駄なコストを削った方が経費削減になるのではないか。しっかり精査するための人数は必要なのではないか。 減らしてもできる→リストラと同じ論理に陥っていないか。自治体の仕事は減るどころか	

増えている（複雑化している）中で、定数を減らすと 1 人当たりの負担は増える。はたしてこれで、議会は対応できるのか。

- ・現在、中高年男性中心の議会が多い。多様性のある議会になっていない、定数を減らすと属性が偏りやすい。
- ・求める議会と現実の差、「少数精鋭、市民の声をしっかり聴いて行政のチェックも政策提案も活発に行うコスパの良い議会」→定数を減らして本当に実現できるのか
- ・議員が減って喜ぶのは誰か→議会に対応する時間とコストが減る市長と職員、そして一部の議員
- ・議員定数は誰が決める？→飯塚市議会は 2019 年の時に市民の声を聞かず、議会だけで決めた。そのせいで市民から元に戻す請願が出された。そうならない為にも市民と共に冷静に議論して決めるべき。

■概要

大正大学教授 江藤 俊昭

・議員定数の根拠はあるのか？議員報酬の根拠はあるのか？減らせばいいというものではない。議員定数とは何か？議員報酬とは何か？答えられる議員が少ない。

・中央集権から地方分権になって、地方のことは地方で決める（考える）。政治が大事な時期になっている。知事や市長、町村長だけではなく議会の役割もとても大事になっている。議会をどういう方向にしていくか問われている。

・昔は地方自治法で定数が定められていた、それに戻せば定数の根拠が定まるので楽だが今の分権時代の政治が大事になっている時期の定数の在り方は違う。

・「前回 4 減らしたから、今回は 2 減らすか」という考え方もあり得ない、バナナの叩き売りではない。

・住民に説明することも重要だが、定数を考える上で基準を明確にしていないことがおかしい。

・議会力をアップさせるために、その定数削減が必要なのかを問うたのか？

・財政が厳しいのはわかるが、議会力を上げる方が財政が良くなる可能性もある。

・飯塚市の請願、「若い人や障がい者が入れるような議会にして欲しい」なんて素敵な考え。そういう議論をしたのか？

・（議員が）自分たちに関わる定数や報酬は真剣に議論するが、議会力をアップさせるための議論はなされていない。

・議会力アップのために、議会事務局をどうやって充実させるか、議会図書室を充実させるか、政務活動費のあり方、そして議会と市民との関係によってどうやって議会力をアップさせるか、専門家をどうやって雇うか、議決の前に公聴会や参考人など市民の声をどうやって聞こうとしているかなどの議論が無いままに定数や報酬のことばかり議論している。

・議案が出た時、議員は質疑だけして採決する。なぜ議員間で議論をしないのか。討論はただの意見表明であり議論ではない。もっと議員間で議論をすることで、良いところはも

つと伸ばし、悪いものは削るような議会運営をしなければならない。

- ・議案が出た時、議員が全部自分たちで決めようとする。なぜもっと専門家の話を聞かないのか、なぜ関係者の話を聞いてからみんなで議論をしないのか。
- ・議会の役割は大きい。専決処分なんかできない。議会が開けないことなどない。携帯電話を持ってるんだから臨時議会を開けばいい。
- ・議会の役割を果たすための定数や報酬、政務活動費、議会図書室、議会事務局、市民との関係性などをトータルで議論しないとダメ。
- ・コロナで動かなかった議会なんていらない。みんな大変だった時に役に立っていない。
- ・行政改革の論理と議会改革の論理は全く違う。行政改革は効率化、議会改革は地域民主主義の実現。どれだけ地域課題を探り、住民の声を聞いて、それを政策化してより良い地域を作っていくか。
- ・定数や報酬は持続的民主主義にとっても大事。現在の議員のためではない、将来の議員のこととも考えないといけない。
- ・定数が減ると新しい人が入りにくくなる。
- ・定数と報酬は別の論理
- ・議会改革を進めることは行政改革を進めることになる。この視点が必要。
- ・議会（議員）は住民のもの、今いる議会（議員）のものではない。住民としっかり議論する必要がある、住民は議会（議員）が見えていないから「減らせ」という意見が多くなるが、議会をどういう形にするのかというのを一緒に議論する。
- ・定数を変える場合は選挙の1年前までには決める。
- ・「多様性」を目指す定数は、どこまで広げればいいかわかりにくい。
- ・議員間討議のない議会は、議会と呼べない。討議できる人数（7～8人）×常任委員会の数が定数としていいのではないだろうか。
- ・町村議会は減らしすぎ。

■成果または所感等

- ・議員定数は答えのないテーマなので、いかに根拠を示すことができるかが重要。
- ・「議会の役割」を果たすことができる定数でなければ意味がない。江藤先生の経験で討議できる人数が7～8人とのことだった。その人数×常任委員会数という話だったが、予算決算常任委員会も数に入れるべきなのは質問すれば良かった。
- ・議会力アップのために、議会事務局や議会図書の充実、市民との関係性ということは考えたこともなかった。これらをトータルで考えて定数を示す必要があるというのはとても納得がいく話だった。
- ・議員間討議をやっていないということは、議会の役割を果たせていないのだと反省した。

■概要

ディスカッション

LM推進ネットワーク九州 代表 神吉 信之

大正大学教授 江藤 俊昭

西日本新聞論説委員 前田 隆夫

飯塚市議会議長 江口 徹

飯塚シティズンシップ推進会 菅 太助

安芸高田市議会 田邊 介三

市民

■成果または所感等

- ・定数は議会だけの問題ではない
- ・議員だけではなく、市民も一緒に定数の話の前に議会がどうあるべきかを議論する。
- ・市民とどの段階で話すのか。アンケートは1回ではダメ。
- ・議員は7、8人で討議する人として、そのサポーターのような形で下部組織ではないが、議会活動を担ってくれる人がいればいいのかなとも思う。
- ・一度議場をぶっこわす。市民が近づきにくい構造になっている。議会が市民のものであるのに、近づきがたい雰囲気は異常。議会の常識を一度とっぱらうという意味で、ざっくばらんに話し合ったら面白いと思う。今日は外でやりましょうとか、議会の外に出て市民に近いところでやってもらいたい。
- ・議会の解説があったらわかりやすい。
- ・民間の考え方、やり方を学ぶ。
- ・住民自治を良くするための議会を考える、市民も一緒に考える。

色々話を聞く中で、やはり共通するのは「議会の役割」。これを果たすための定数でなければならない。そして、議会と市民との距離が遠いのだと感じた。議会が市民に近寄つていかなければ理解をえられない。

(別紙様式2 ②)

議員報告書

1 議員名	田邊 介三
2 期日	令和5年10月28日～令和5年10月28日
3 研修先	クリスタルアージョ（安芸高田市吉田町吉田761）
4 内容	どうする？2元代表制の中での議会の役割 ～輝け！議会 対話による地方議会活性化フォーラム in 安芸高田～

■研修の目的

2元代表制の中で、議会がチェック機能を果たすために必要なことは何かを他市町の事例などから学ぶ。

■概要

基調講演『2元代表制の意義とは？』

江藤 俊昭（大正大学教授）

- ・住民自治の根幹は議会

首長は提案→1人に決定権を与えない

決めているのは議会→合議制で公開の討議するところに決定権を持たせている。議会の存在が多様性を求められている。

- ・住民が起点となりながら議会と首長が政策競争するのが地方自治。

- ・議会改革の第一ステージは「議会基本条例」

住民と歩む議会などの新たな議会運営。

- ・第二ステージは改革方向

住民の福祉向上につなげる

議会からの政策提言

よくある議会の進め方は「質疑→討論→採決」となっている。この形はあり得ない、なぜ議員間討議をしないのか？議案に対して、参考人招致等で、関係者や専門家の話を聞かないのはなぜか？議員はそんなに優秀なのか。

「討論」が1回しかできないのはおかしい。3回くらいやっているところもある。

- ・議会基本条例が作りっぱなしになっていないか。

栗山町は議会基本条例を作って17年で10回は改正している。

- ・通年で動く議会は当たり前。4年間（任期）でどう動くのか？（計画しているのか）

- ・決算審査をどう充実させるのか。9月になる前に委員会でどんな準備をしているのか。
6月くらいから準備をしないと間に合わない。次の予算への提言になるように。

- ・総合計画に基づいて一般質問することが大事。議会広報のい一般質問のページの前に、

総合計画の目次を載せて、どこについて質問したのかわかるようにする。

- ・「議会と執行機関の関係を読む視点」

PDCA サイクルは民間の手法、民主主義の中に入りにくい。D(討議 (deliberation, debate,discussion)) と D(決定 (decision)) を組み込むことが重要。

■成果または所感等

- ・合議制の議会に決定権が与えられている意味をしっかりと理解する必要がある。公開で討議できない議会は役割を果たしていない。
- ・本市にも議会基本条例があるが、マイナーチェンジではなくモデルチェンジする時期になっているのではと感じた。
- ・住民自治を進める為にも、住民を巻き込んだ政策議論が必要。本市での今の状態は、市民不在であり、住民自治とは程遠い。日常的な対立や癟着は住民の為にならない。住民もしっかりチェックする必要がある。

■概要

問題提起『2元代表制の一翼として、議会は機能しているのか?』

林 晴信(兵庫県西脇市議会議長)

- ・西脇市議会では「市民と語ろう会」を年間40回以上開催している。
聞いた話は必ず委員会で話し合う。
- ・委員会は所管事務調査を数多くやる必要がある→専門性が磨かれる。
- ・西脇市議会はとにかく市民と話をする。
- ・議会、議員間で議論をしているのか? 討議の基本は「対話」。対話には視点移動が不可欠。討議とは、何かをつくる作業。合意形成はアウトプットを意識。
- ・視点移動のない議論は「討論」。

前田 隆夫(西日本新聞論説委員)

- ・議会活動は住民自治の仕組みの一つ。住民と議会の関係性が細っている。
- ・改革・改善の鍵は、議会活動への住民参加。
- ・議会の役割は何か? 何のために存在しているのか?
議決→住民との関係抜きに議決はできない。
- ・自治の力とは何か?
意見や利害が対立する人と合意する力→議会の機能

■成果または所感等

- ・「住民自治は議会が根幹となって進展していくのも」という考え方のもと、市民との関係性をしっかりと作られている。
- ・年間40回以上、市民との懇談会を開催し、出た意見を必ず委員会で話し合い、政策提言に繋げるサイクルを作っている。本市でそれを実現させるためには、色々なルール化が必要なので、提案していきたい。

- ・議会が機能するためには、住民との関係性を築かなければならない。
- ・執行部（市長）と対立することが問題ではなく、そこに市民が関わっていないことが問題。

■概要

ディスカッション『どうする？2元代表制の一翼として、議会が機能するために？』

LM推進ネットワーク九州 代表 神吉 信之

大正大学教授 江藤 俊昭

西日本新聞論説委員 前田 隆夫

兵庫県西脇市議会議長 林 晴信

安芸高田市議会 田邊 介三

■成果または所感等

- ・議長の役割を明確化し、しっかりとリードしていく必要がある。
- ・総合計画に沿って議会が何をすべきか計画を立てる必要がある。
- ・「議員」に権限はない、「議会」になって権限を持てる。個人的な感情は置いて「チーム議会」にならなければいけない。議会内で対話ができる環境を作る必要がある。
- ・こじれた原因が市長にあるという姿勢ではなく、議会が変わるという姿勢が必要。
- ・議会には与党、野党はない。議員間討議をしっかりとしていく。
- ・西脇市議会では、一般質問の共有を行っている。こうすることで委員会へつなげやすくなるので、本市でもやるべきだと感じた。
- ・西脇市議会では、議運や協議会も録画配信している。市民との関係性を考えるなら、これくらい徹底しないといけないと思う。
- ・「市民の要望を聞く」とのは「なんでそんな意見が出るのか」を考えないといけない。
- ・「議会機能が発揮」されて初めて二元代表制といえる。今の本市では議会機能が発揮されているとは言えない。

(別紙様式2 ②)

議員報告書

1 議員名	田邊 介三
2 期日	令和5年11月21日～令和5年11月22日
3 研修先	ホテルサンシャイン徳島（徳島市南出来島町2-9）
	「令和の議会改革 四国からチーム議会を目指して」
4 内容	

■研修の目的

北部ブロック議員研修会にて議会改革の必要性を共有できたと思う、次のステップへ進めるために、他市町での議会改革は具体的に何をどのように進めたかを学ぶ。

■概要

「令和の時代に求められる議会の役割」

北川正恭 早稲田大学名誉教授、早稲田大学マニフェスト研究所顧問

■成果または所感等

・執行部は役割の限界がある。ルールを変えることができる議会が改革を進める必要がある

・時代は変わった。議員活動を行うのは当たり前だが、議会活動ができていない場合が多い。チーム議会として議会活動をしていかなければならない。安芸高田市議会は「議員個人が」という言葉が多く聞かれる、もっと議会活動、委員会活動が活発化になるようにしていく必要がある

・地方議会の投票率が下がるのは恥すべき事。地方議会は生活に密着している。投票率が下がるということは議会が仕事をしていないと評価されたのと同じ。市民からどう評価されているのか、議会として考えていかなければならない

・議場の傍聴席について、市民が何故「傍聴」なのか。主権者は市民、議員の背中を見せるだけで良いのか？安芸高田市議会はYouTubeの視聴は多いが、市民参画という点はできていないと思う。市民参画の取り組みが必要

■概要

「『わくわく実感！水都とくしま』の実現を目指して」

内藤佐和子 徳島市長

■成果または所感等

- ・「自分たちのまちは自分たちで作る」という意識が大事。誰かがやってくれるでは、現状維持もできない。
- ・今まであったものが無くなると「寂しい」と言うが「寂しい」というだけでは何も変わらない。「じゃあ、何ができるか」を考える必要がある
- ・徳島市では「燃えるゴミ」の名称を「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」に変更した。一見、ふざけているように思えるがちょっとしたアイデアで意識を変えることはできる。

■概要

【実践報告】「改革は日々の変化の積み重ね。コツコツ進めた 13 年間の歩み」

田中健 知立市議会議員（第 51 代・第 52 代議長）

■成果または所感等

- ・議会改革は「形を作る」から「実践する」に変わってきている。安芸高田市議会基本条例の見直しは2年に 1 回行われることになっているが、その内容が「実践する」に至っていないものが多い。「実践する」ためにどうすればいいかという協議を進める必要がある。まずは重要かつ予算のかからないものは積極的に取り組んでみる、「条例を変える」より「やりたい事をやってみる」からスタートする意識を持つ方がいい
- ・議長主催の「初当選議員勉強会」の開催。議会改革の歩みや、自治法、議会基本条例の考え方などの説明を行っているとのことだった。議会事務局に任せるとではなく、議長主催で行うことには意味があると感じた
- ・議会モニター制度は、議会機能強化のために市民の声を聞くもの。広報誌「議会だより」は「議員の記録だ」と市民に言われた。安芸高田市議会では地域懇談会は年 1 回のみ、議会としてもっと市民と双方向のやりとりができる環境を作る必要がある
- ・高校生議会は一般質問形式ではなく、委員会形式にして政策提言まで持って行きたいとのこと。安芸高田市議会の生徒議会も、議会として関わる部分があつても良いと思う
- ・議会機能強化として、委員会で政策提案できるように。議員の待遇改善として、委員長の報酬増額のこと。委員長としての仕事もあるので少しでも報酬の増額があつていいと思う
- ・デジタル化は議会改革ではなく手段である。コロナ過で議会の在り方を改めて見直す機会になった。コロナで本当に市民が困っている時に何もできないような議会はいらない。

デジタル化でできることを増やした議会も多くある。安芸高田市議会も早急にデジタル化を進める必要がある。

■概要

【事例発表①】「眼からうろこの議会改革」

柏木岳 那賀町議会 副議長・議会改革特別委員長

■成果または所感等

・議会改革をしようと思っても、最初は何をやっていいのかわからない。まずは良いところ（議会）の真似をする。そのために視察に行く。良い議会を学ぶだけでなく、課題の共有ができる利点がある。安芸高田市議会も視察に行くべき

・車座会議（意見交換会）開催。住民の意見を聞く取り組みで、開催したその日に、議員同士で誰がどう扱うかを話し合うこと。安芸高田市議会の地域懇談会も目的意識をしっかり持って、頂いた意見にスピード感を持って取り組む必要がある。意見を執行部に出して終わりではない

■概要

【事例発表②】「インクルージョン議会にかける想い」

南部透 小松島市議会 議会改革特別委員長

■成果または所感等

・「インクルージョン」とは「包括」「包含」「包摶」などを意味する。多様な人材が集まり、相互に機能している状態。この「相互に機能している状態」がポイント、議会が活性化するために必要な考え方

・インクルージョン議会の為には「徹底した議論」が必要。小松島市議会では議案に対して「全会一致」を目指すこと。その為にとにかく議員間で議論を行う。単に賛成、反対の意思表示をすれば良いということではない。これは安芸高田市議会で最も欠けている部分だと思う。議員間で議論をしないと何が課題なのか、解決策はあるのか市民に説明もできない、また課題に対して政策提案できるところまでいかない。議会が機能するには、しっかり「議論」することが大事、「議論」するために議員のスキルアップも必要だが、まずは「議論」できる体制を作ることろがスタートになる。

議員報告書

1 議員名	芦田 宏治
2 期日	令和 5年10月 4日 ~ 令和 5年10月 6日
3 研修先	幕張メッセ 千葉市美浜区中瀬2丁目1番
4 内容	デジタルでつながる地方の未来と題して「地方自治情報化推進フェア2023」(主催 地方公共団体情報システム機構)が10月5日・6日の両日、幕張メッセで開催され、デジタル化を推進するための取り組みについて有識者による講演やセミナーがあった。また、情報システム展示会では100社を超える企業や団体の出店があった。

■研修の目的

人口減少が急激に進んでおり、地方自治体の職員数も削減が余儀なくされている。このような状況のなかで行政サービスを維持していくためには、業務の自動化・省力化を図る必要があり、自治体 DX の推進が喫緊の課題だと言われている。日本のデジタル化の推進に取り組む有識者の講演を聞く事により、DX の推進とデジタル人材の確保や育成について先進自治体の取り組みを勉強するために地方自治情報化推進フェアに参加した。

■概要

講演

- ① DX を用いた地方創生 岡山県倉敷市長 伊藤香織 氏
地域ポータルでの行政手続きのオンライン化など DX を用いた地方創生について
- ② デジタルガバメントの推進について 横須賀市経営企画部次長 寒川孝之 氏
横須賀市の業務効率化の取り組みと今後のデジタル化戦略について
- ③ AIなどデジタル技術の活用に向けた法制度開設 東京大学教授 宮戸常寿 氏
自治体がデジタル技術の利活用を進めるにあたって押さえておきたい法律や制度
- ④ 地方自治体におけるデータ利活用取り組み戦略 リンクデータ 下山紗代子 氏
自治体が取り組むべきデータ戦略について

セミナー

自治体情報システムの標準化・共通化について

総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐 小山内嵩矩 氏
地方自治体の基幹業務システムの標準化・共通化の概要と政府の移行支援について
特別講演

最新AIと未来ビジョン メディアアーチスト 落合陽一 氏
AIの社会における利活用の状況や将来AIにどう向き合うべきかについて

■成果または所感等

自治体 DX 推進計画では、自治体情報システムの標準化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化などを推進していくとされているが、今回の地方自治情報化推進フェアでの講演を聴講することで自治体システムの標準化・共通化の背景と必要性が良く理解できた。自治体の行政手続きのオンライン化の取り組みの事例を聞いていて、地方の自治体ではデジタル人材の確保・育成は容易ではなく、自治体間の連携が必要だと感じた。また議会においても DX 推進について勉強していく必要がある。

調査班報告書			
1 調査班名	山本 優		
2 議員名			
3 期日	令和5年 10月 25日～10月26日	2日	
4 研修先	北九州市小倉北区浅野3-8-1 西日本総合展示場新館		
5 内容(目的)	全国市議会議長会研究フォーラム “参加”		
6 報告事項	以下のとおり		

『統一地方選挙の検証と地方議会の課題』について2日間にわたり研修を行った。

第1日目

大正大学教授の片山義弘氏の基調講演があり、主な内容については次のとおりである

特に気になった発言は予算編成にあたり、[納得できない内容であれば否決することも是非であり、修正案でもよい、大いにやるべきである。]との内容であった。来年度の予算編成には内容を調査し、しっかり協議しなければいけないと意識した。

議会選任の人事案件については所信を聞いて質疑応答するべきではないかという意見もあるが、教育委員の人事案件については質疑応答を省略していたが説明不足であれば委員としての所信を聞くことも必要との認識。

議会の位置づけなどの明確化

議会基本条例などで規定されているが、議員としての活動の心構えを示すものであり、新たな権限や義務を定めるものではない

多様な人材の議会への参加

多様な経験をした多様な世代が多様に参画する議会を目指す必要がある

現代社会の中でのハラスメントの問題

ハラスメントをなくすための取り組み、対策の研修が必要

相談体制、ルールづくりなど

第2日目

課題討議 「委員のなり手不足問題への取り組み報告」

統一地方選挙から見る地方政治の現状から検証して投票率の問題、多様性の欠如、地域の課題などから民主主義の衰退がうかがえる

なり手不足の原因について、人材、地域原因など、それぞれ説明されたが有効

な手段はなかなか見つけられていない
安芸高田市でも後継者、人材不足で今後が心配され、全国の地方政治が抱える
大きな課題であると思う。

講演内容については

・全国市議会議長会研究フォーラムin北九州
—統一地方選挙の検証と地方議会の課題—

資料集 を添付

調査班報告書

1 調査班名	山本 優		
2 議員名			
3 期日	令和 5年 8月 5日 1日		
4 研修先	横浜市中区山下町16番地 ホテルメルパルク横浜		
5 内容(目的)	安芸高田市ふるさと応援の会関東地区会員の集い“参加		
6 報告事項	以下のとおり		

第1部 令和5年度ふるさと応援の会関東地区総会
 第2部 記念講演 元大リーガー村上正則氏 演目「たった一人の大リーガー」
 第3部 懇親会
 第4部 合同意見交換会、交流会

参加者 ふるさと応援の会役員、関西地区会長
 安芸高田市 市長、産業部長
 安芸高田市市議会議員 山本優、先川和幸、山根温子、新田和明
 山本数博

テーマ ふるさと応援の会の現状と今後について

関東地区 松村事務局長

各地区の組織の統合について説明
 組織の活性化について活動方針を説明

関西地区 児玉会長

神楽公演の継続について
 議会の参加を要望

関東地区 中村会長

市政に対する要望、これから会の在り方、議会との交流等について発言された。

市 長 石丸市長

市の財政、今後の市政について発言

議員、他の役員の発言は求められず終了した。

市長の出席は無い、との説明であったが、急遽の出席で交流内容の変更がされたと思われる。

会員全員に虚しさが漂う雰囲気の交流会であった。

以 上

(別紙様式2 ②)

議員報告書

1議員名	熊高昌三
2期日	令和5年5月24日～令和5年5月25日
3研修先	明治大学 アカデミーコモン3F アカデミーホール 東京都 千代田区 神田駿河台1-1
4内容	第15回(2023年度) 日本自治創造学会 研究大会

■研修の目的

DX時代の地方創生
～“自治力を高める～

■概要

別添研究大会プログラム参照

二日間に渡っての講演研修会でした。

特に参考となったのは自治体事例発表と二日目の2つの

講演でした。パネルディスカッションは政治的立場としては参考となりました。

■成果または所感等

自治体事例発表は大田市、加賀市、盛岡市の三市がDX時代のまちづくりに取り組んでおり、そのまちの特性を活かしたまちづくりを
向かわれていると感じた。安芸高田市も関係人口増をめざし明確な方
向性の中で取り組んでいたと改めて実感をもつことが出来た。
戦勝負渡辺晶一のこれまでのストップのアリ方についてお話をとても多く
6月の一般選挙に活かすことなどが出来た。

奥正規奈義町長の子化政策は、岸田首相が訪問されただけあって
積極的な政策を感じた。また“自衛隊駐屯地”と裏賄賂が安定
していることも判明した。パネルディスカッション「自治力を高めるには」
とても活発で自由な意見の交換があり、その中で民主主義が再び危機にあると感じた。

(別紙様式2 ②)

議員報告書

1 議員名	秋田雅朝
2 期日	令和5年5月24日～令和5年5月25日
3 研修先	東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学アカデミーコモン棟3階アカデミーホール
4 内容	「第15回日本自治創造学会研究大会」に参加

■研修の目的

本研究大会のテーマが「DX時代の地方創生～自治力を高める～」となっており、講演では「人口維持のまちづくり」、自治体事例発表では「DX時代の個性あるまちづくり」等が予定されており、時代に即した本市の「まちづくり」の一翼になればという思いから、参加して研修することとしました。

■概要

講演1：「DX時代の日本の原動力を考える」

講師：益一哉（東京工業大学学長）

（講演内容抜粋）

「DXを超えるには」

- ① 何故、東工大は挑戦し続けるのか
- ② 最近の東工大について

講演2：「社会インフラ管理の重要性と人材育成」

講師：石川雄章（株ベイシスコンサルティング代表取締役社長）

（講演内容抜粋）

「地域の社会的課題の解決を地域の新しい雇用創出に」

- ① 地域の社会的課題の解決はより深刻化。しかし、DX時代だからこそできる解決の方法があるはず。
- ② ビジネスを通じて地域の社会的課題の解決に貢献し、「持続可能な社会」の実現を目指したい。

事例発表

「新たな議会の挑戦～議員政策条例の推進～」

講師：田村琢実（埼玉県議会議員・元議長）

（発表内容抜粋）

- ① 政策条例の主な制定過程
- ② 制定した主な議員政策条例

「埼玉県議会へ問う～地方議会のあり方

講師：穂坂 邦夫（日本自治創造学会理事長）

（発表内容抜粋）

① シティマネージャーによる志木市独自事業の展開について
自治体事例発表～DX時代の個性あるまちづくり～

「教育と音楽とスポーツの個性あるまちづくり」

発表者：清水 聖義（群馬県太田市長）

（発表内容抜粋）

- ① 教育では、英語教育とプログラミングスクールに力を入れている。
- ② 琴・三味線等の音楽

「スマートシティの新たな挑戦」

発表者：宮元 陸（石川県加賀市長）

（発表内容抜粋）

- ① プログラミング教育とSTEAM教育の推進
- ② 加賀ロボレーブ国際大会の開催（2015年）

「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち」を目指して

発表者：中村 一郎（岩手県盛岡市副市長）

（発表内容抜粋）

- ① これまでの街づくりの主な取組
- ② 今後の取組みと街づくりのポイント

講演3：「地域の活性化と組織の自立・連携」

講師：渡部 晶（財務省大臣官房政策立案総括審議官）

（講演内容抜粋）

「エクセレントNPO」について

- ① 「市民性」～市民に参加の機会を開き、NPOが取り組む問題を共有している
- ② 「社会性変革」～自らの使命で社会的課題の解決に成果を出していること

講演4：出生率2.95 人口維持のまちづくり～町全体での子育て～

講師：奥 正親（岡山県奈義町長）

（講演内容抜粋）

「町の現状：子育て応援宣言の結果」

- ① 高い合計特殊出生率の達成～令和元年：合計特殊出生率「2.95」を記録
- ② 高い合計特殊出生率の鍵は～5つの「安心感」

■成果または所感等

研修の目的であった「人口維持のまちづくり」では、岡山県奈義町長の講演を聴講し、「少子化対策は子育て世代だけの問題ではなく、課題を住民と一緒に考える」ことが重要で、「少子化対策は最大の高齢者福祉」という観点が今後の本市のまちづくりにおいて、参考になるのではと思いました。

具体的には、「人口減少」という課題は、「子どもが減り、若者や子育て世代が減少すると、今ある商店・病院・交通機関等、生活に必要なサービスの維持が低下し、本市における「住み続けたいと思えるまちづくり」に大きく影響を及ぼし、だからこそ「市民

全員で本市の未来を考え、子どもから若者・高齢者まで、住みやすい町を創る」ことに繋げていく必要があることを研修しました。

また、「DX時代の個性あるまちづくり」に必要なことは、「教育・音楽・スポーツを媒体にしたまちづくり」や、「歴史・文化・伝統を守り、育てる取り組み」の重要性などを自治体事例発表で学び、このことを活かしたまちづくりこそが、本市の将来展望に繋がることを研修して参りました。

最後に、事例発表の聴講では、「議員政策条例のポイントと課題」、また、「地方議会のあり方」について詳しく説明を受け、安芸高田市議会議員として、今後に活かしていくかなくてはと決意を新たにし、今後に大いに役立つ有意義な研修になりました。

(別紙様式2 ②)

議員報告書

1 議員名	秋田雅朝
2 期日	令和5年10月28日～令和5年10月28日
3 研修先	広島県安芸高田市吉田町 安芸高田市民文化センター クリスタルアージョ
4 内容	「対話による地方議会活性化フォーラムin安芸高田市」に参加

■研修の目的

本フォーラムのテーマが「どう果たす?2元代表制の中での議会の役割」となっており、内容では「首長と議会は、車の車輪に例えられ、両者が切磋琢磨しながら政策をつくり、相互にチェックを行うことで、よりよい自治体経営を目指すことが求められているが、現状はどうか一緒に考えてみませんか」ということだったので、参加して研修することとしました。

■概要

基調講演：「2元代表制の意義とは」

講師：江藤 俊昭（大正大学教授）

（講演内容抜粋）

「2元代表制とは」

① 機関競争主義としての2元的代表制

② 今日の議会改革の到達点

問題提起：「2元代表制の一翼として、議会は機能しているか」

林 晴信（兵庫県西脇市議会議長）

前田 隆夫（西日本新聞論説委員）

コーディネーター：神吉 信之（ローカル・マニフェスト推進ネットワーク）

（内容）

「議会は住民自治のプラットホーム」（林 晴信）

① 市民との意見交換の場・・・政策のバックボーンは市民の意見

② 視て、診て、見える政策サイクル・・・監視、評価、改善

③ 討議のキホンは対話・・・視点移動のない議論は討議

「市民と共に議会を変える」（前田 隆夫）

① 住民自治のトライアングル・・・それぞれの関係が細っていないか

② 議会改革の三つの視点・・・市民に対して、議員に対して、首長に対して

③ 対話を議会機能の向上に生かす・・・確かな議決、政策形成の起点に

④ 「一方通行」から「双方向」へ・・・従来型から進化形で情報共有を

■成果または所感等

研修の目的である「どう果たす 2元代表制の中での議会の役割」では、まず、「2元代表制」について改めて認識を深める研修会がありました。具体的には、江藤先生の講演のなかで、「機関競争主義」として、3つの「機関対立主義」を聴講し、①「第一原理」では、議会も首長も住民から直接選挙されるという意味で、正統性は対等であり、議会は合議制・首長は独任制といった特性を生かして切磋琢磨する必要があること、②「第二原理」では、政策過程において議会と首長は権限が分有されていることにより、一方的な優位はあり得ず、相互作用によって地域経営は行われることを認識し、③「第三原理」では、住民は自治の主体であることを考慮すれば、住民は議会と首長の統制を行うべきで、政策過程における住民参加・市民参加は不可欠である。ということを研修し、今後の議会運営に生かすべきだと改めて認識しました。とりわけ、本市における昨今の議会と首長の関係については、まさしく今回研修した内容を両者が認識することにより、市民が納得できる本来の安芸高田市政に繋がっていくのではと強く感じたところです。

また、「問題提起」を聴講した成果として、「2元代表制の一翼として議会は機能しているか」では、政策の基本は市民の声を生かすことで、そのためにも市民との意見交換の場を議会が積極的に設けることが重要で、確かな議決・政策形成の基本として、「対話」をすることにより、議会機能の向上に生かしていくべきであることを研修しました。この「対話」については、現状では、議会と市長・執行部との「対話」が出来ておらず、その場となり得る全員協議会の一刻も早い再開が重要であると改めて認識しましたし、議員間における「対話」も充分出来ているとは思われず、全員協議会の中での「議員間討議」の必要性を感じたところです。

まとめとして今回の研修会では、今現在、本市が直面している「議会と市長の関係」を修復するための「基本的な認識」を学び、「議会の権能」と「市長との対話」を重視した「討議」による政策サイクルの充実を目指すことが、「市民」が納得できる本市の地域活性化に繋がることを確信し、今後の私の議員活動に生かしていこうと思っています。

(別紙様式2 ②)

議員報告書	
1 議員名	秋田雅朝
2 期日	令和5年11月9日～令和5年11月10日
3 研修先	東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館
4 内容	「第23期自治政策講座i東京Ⅱ」に参加 「議員力・議会力UPで自治を育む～地域を変える」
■研修の目的 講座のテーマが「議員力・議会力UPで自治を育む」となっており、内容では「ジェンダー平等の実現」や「子育ての不安に応える地域医療」で、いずれも本市の重要な課題であり、また、「市民が見える議会に」と「予算・決算を読み込むポイント」は議員活動の一翼になるのではとの思いから、参加して研修することとしました。	
■概要 第一講義：「多様な人が暮らしやすいまちづくり」 講師：三浦まり（上智大学法学部教授） (講義内容抜粋) 「国際社会の共通目標」 ① ジェンダー平等・・・男女が等しく権利を持ち、意思決定に対等に参画する ② ジェンダー主流化・・・ジェンダー目標を実現するためのツール 「多様性に欠ける議会はなぜ問題か」 ① 女性が参画できない仕組みがある・・・民主主義に反する ② 民主主義とは・・・私達のことを私達抜きできめないので（障害者運動の標語） 第二講義：「教えてドクタープロジェクト」 講師：坂本昌彦（佐久医療センター小児科医師） (講義内容抜粋) 「子育ての不安に応える地域医療」 ① 医療情報・・・ネットで探すのは難しい（9割の医師が考えている） ② 地域に出る必要性・・・診察室では本当のニーズは分からぬ ③ 長野県佐久市での活動・・・ドクタープロジェクトで活動開始 ④ ドクタープロジェクトとは・・・目的は子育て環境と医療現場の共通認識 ⑤ 今後の展開と課題・・・アプリを通じての保護者啓発と運営資金の調達 第三講義：「政策実現と質問力」 講師：江藤俊昭（大正大学社会共生学部教授） (講義内容抜粋)	

「市民が見える議会に」

- ① 政策実現のための質問・質疑・・・議員は一般質問を重視する必要がある
- ② 質問の基礎・・・議会の場合、質問と質疑はまったく異なることを理解する
- ③ 議案審査の重要性・・・内容を住民福祉の向上に連動させる必要がある
- ④ 縮小社会における議会の役割・・・住民の政治的関心を向上させる必要あり
- ⑤ 議会・議員活動の条件整備・・・基本的視点、定数、報酬、議会事務局など

第四講義：「アフターコロナの財政課題」

講師：星野 泉（明治大学教授）

（講義内容抜粋）

「予算・決算を読み込むポイント」

- ① エピソード・ベースからエビデンス・ベースへ
・・・コロナ後の財政を見るためにまずは短期でみて
- ② 税を見る視点・・・強制性と無償性、国税と地方税、所得税と住民税など
- ③ 自治体財政の課題・・・地域格差により過疎ができてしまうこと
- ④ 地域の課題・・・ふるさと納税は財源を減らすかも など
- ⑤ 財源確保への方策・・・国への要望や地方税徴収率を高める など

■成果または所感等

今回の研修の成果として、4 講義を受講したので、それについてまとめてみたいと思います。

第一講義では、「ジェンダー平等の実現」に向けた制度と取組みについてです。私が認識不足であった「ジェンダー平等」とは、男女が等しい権利・機会の責任を持つことで、全てにおいて、意思決定に対等に参画することであり、議会においては、目指す事項として「男性政治」からの脱却が必要であり、現在の国を挙げての目標である「女性リーダー」を増やすのは「通過点」と考えるべきであり、「女性が少ない」ことが意味することは、「女性が参画できない仕組みがある」こと自体が民主主義ではなく、また、女性の経験・視点が政策に反映されないことは、「女性にとって暮らしにくい社会」と認識する必要があることを学び、加えて、このことを改善していくことは、本市の活性化による将来展望に繋がっていくことを強く感じた講義でした。

第二講義の成果としては、住民にとって必要不可欠の「医療情報」を、今流行りのネットで探し、正しい医療情報に辿り着くのは容易ではなく、拡散される情報は正しく見えるが、実際に拡散され易いのは「目新しい情報」、「感情を揺さぶる情報」「陰謀めいてる情報」などで、正しいから拡散されているわけではないことを認識するべきだと研修しました。このことは、講師の坂本氏が、小児科医としての立場で講義されているので、正確な情報として捉えています。また、この講義で、本市においても参考とすべきと思ったのが、「子育て家庭」と「医療現場」の相互における共通認識を作り、「子育ての不安に応える地域医療」としての仕組みづくりに取り組むことが重要で、佐久医療センター小児科では、佐久市と佐久医療センターの支援を受けながら「子育て家庭の不安に応える」取組みとして、「冊子」・「出前講座」・「無料アプリ」・「SNS」で啓発活動を行っているということでしたが、本市でも取組んではと思いました。

第三講義では、「市民が見える議会に」を聴講しました。内容では、「住民自治の根幹」として、「政策実現のための質問・質疑」を議会の作動の中に位置づけることで、新たな時代を創ることを目指し、そのために議員として「一般質問を重視」することを心がける。とくに、議会・議員への監視が強まっている今日、それが仕事を感じている議員もいるが、このことは重要で、個々の議員が地域課題を認識し、政策実現を目指すことが本市の将来展望・議会改革に繋がることを研修しました。とりわけ、本市の現状では、議会と市長の関係が全国版になっており、ユーチューブに取り上げられているのは、一般質問や委員会中継の切り抜きで、そのことも踏まえ、質の高い議論をしていくことが重要ではと、改めて感じたところです。

第四講義の成果として、本市における普通会計決算概要を議員各自がしっかりと認識し、とくに、歳入・歳出については、「増減要因」をしっかりと把握する必要があり、それを次に活かしていくことが本市の将来に繋がることを改めて研修しました。更に、税を見る視点として、数項目について説明を受けましたが、私が視点とすべきだと感じたことは「国税と地方税」で、このことに絡んでくるのが自主財源等で、この部分のウェートは財政健全化にも繋がってくるので、重要視する必要があると感じました。また、「国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係」について、資料をもとに説明を受けましたが、このことについては「日本の地方財政調整制度」、いわゆる「地方交付税」に繋がり、「地方財政計画」は交付税交付のためのものと研修し、改めてこの「計画」の重要性を認識したところです。

まとめとして、今回の研修で得た認識・知識を今後の議員活動に活かしていくこうと思っているところです。

(別紙様式2 ②)

議員報告書	
1 議員名	金行哲司
2 期日	令和5年5月15日～令和5年5月16日
3 研修先	大阪市東淀川区東中島 1-18-22 エビル別館
4 内容	質問 財政 基礎研修
■ 研修の目的	
<ul style="list-style-type: none">◦ 質問作成虎の巻◦ 急激悪化地方の財政歳入増加策	
■ 概要	
<ul style="list-style-type: none">◦ 政策の本質と質問後の政策実現のために◦ 自治体財政圧迫の主要因	
■ 成果または所感等	
<ul style="list-style-type: none">◦ 別紙記す	

【メモ】

令和5年 5月15日～5月16日

講師 村山祥栄 (大正大学地域構想研究所客員教授)

5月15日 質問作成会の巻

- ・ムードは流動的な時事、政策の本質を見抜く力
- ・政策の本質を見抜く力と質問後に政策実現する力

すげえ

5月16日 免激悪化地方の財政歳入増加策

- ・決算の必要性と湖南事例と年齢別財政圧迫の
主要因

(未)め)

- ・質問にあたり政策の本質と見抜く力とあり
お問い合わせ集し当局へのヒアリングが必要でありと
般と論理構成を変えるが良質な質問になります
又免激悪化地方の財政はコロナの財政自体
財政の現状と又財政調整基金のコロナ対策で
取り崩し財政に強かになり、コロナ後の財政リスクあり
 - ・金利上昇による利子料増
 - ・物価高騰による経費増
 - ・社会福祉費、子育て支援策等の増
- ハーランデイク(景気動向の急激な変動)になると得ない
とのことです。

地方問題研究会

(別紙様式2 ②)

議員報告書	
1 議員名	
2 期日	令和6年1月25日～令和6年1月25日
3 研修先	博多駅東口16-14 リマレス駅東ビル
4 内容	地方議員研究会 地方創生(各論) 人口増加策
■研修の目的	
地方創生(各論)、人口増加策	
■概要	
これからの人ロ増加策 DX、GXの進め方と議員の不満	
■成果または所感等	
・別紙の記す	

【メモ】

講師

山中俊児 (2030SDGs)認定 フェッリテーター

地方創生(客論)、人口増加策
DX、GX、公共交通など

(まとめ)

地方創生の考え方で、単に人口増加策ではなく
SDGsの視点から変革していくかが問われています
あり、徳島市が車で1時間の工藤町の
人口減少の過疎化町である。ア
(業・ビジネス)と(セロ・ウェイズ)で人口導きの話!!
があり、

DXのあるべき方向に単なる電算化、ペーパーレスではなく
自治体のあり方を根底から変えよう施策。
社会変革、組織変革の知見とIT知見の融合
「火事」の話題に感動しました。



← LINEで問い合わせが可能になりました！！

地方創生研究会

(別紙様式2 ②)

議員報告書

1 議員名	大下正章
2 期日	令和5年 10月 25日 ~ 令和5年 10月 26日
3 研修先等	北九州市小倉北区浅野3-8-1 西日本総合展示場 新館
4 内容(目的)	全国市議会議長会研究会

5 報告事項

統一地方選挙の検証と地方議会の課題について

① 大正大学教授 片山善博氏の基調講演

- ・地方議会でめぐる現状とこれまでの地方議会改革の検証
- ・日本の地方議会の負けていることは何か?
- ・現行議会の権限を活用し、積極的に取り組むべきこと。
- ・議会の常識と市民の常識をより合わせる。

・多様な経験を持つ多様な世代が参画する議会を目指す必要がある。
・ハラスメントをなくすための対策や研修が欠かせない。
・相談体制、リーフレットなど。

② 課題討議 「議員のなり手不足問題への取組報告」

なり手不足の原因について、人材、地域原因など、それを
説明された上で有効な手段はつかなかつたが見つけられず。

新規高齢者や後継者、人材不足で今後が心配され
地方政治の大変な課題であると困る